

住民税非課税世帯等（家計急変世帯）の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金「家計急変世帯」のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税非課税世帯の他、**予期せず**令和5年1月から同年11月までに**家計急変のあった世帯**も対象となります。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**となります。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円** ※住民税非課税世帯と家計急変世帯の重複受給はできません。

家計急変世帯の申請方法（対象となる世帯）

予期せずに令和5年1月以降の収入が減少し「**世帯全員が住民税非課税相当**」の収入となった世帯

申請が必要です

申請期間：令和5年7月12日（水）～令和5年11月30日（木）

【申請書受取方法】

- 申請書は、市役所及び市社会福祉協議会の各窓口で受け取ることができます。また、市ホームページからダウンロードできます。

【必要書類】

- ①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- ②簡易な収入（所得）見込額の申立書
- ③本人確認書類 ※マイナンバーカード、運転免許証等の写し
- ④世帯の状況を確認できる書類（戸籍謄本、住民票等）の写し
（令和5年1月1日以前から上天草市に住民票がある方は不要）
- ⑤戸籍の附表の写し（令和5年1月1日以降、複数回転居した方のみ）
- ⑥受取口座を確認できる書類の写し（通帳、キャッシュカードの写し）
- ⑦ ②に記載した「簡易な収入（所得）見込額申立書」に記載した任意の1か月の収入が分かる書類の写し、又は令和5年中の収入が分かるものの写し（源泉徴収票、確定申告書、住民税申告書）
- ⑧現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合は、異なる者全員分の令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する令和5年度住民税非課税証明書の写し



裏面もご覧ください

給付金の手続き

- 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用限度額は、下記の早見表をご参照ください）
- （例）住民税非課税となる年間給与収入の目安
 - ・ 単身の場合 930,000円以下
 - ・ 本人と配偶者と子（一人）の場合 1,680,000円

早見表

（給与所得者の例）

家族構成例	非課税相当限度額 （収入額ベース）	非課税限度額 （所得額ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

R5.1月以降
の任意の
1か月収入

×12月



年収換算

※所得は令和5年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出



※収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

自宅や職場などに市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問合せ先



〒861-6192

上天草市松島町合津7915-1
上天草市役所福祉課生活支援係

☎：0969-28-3374

申請手続きや支給要件などの詳細は、上記問合せ先または市ホームページをご確認ください。